

船舶事故調査報告書

平成25年1月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 釣り客負傷 |
| 発生日時 | 平成24年8月18日（土） 18時50分ごろ |
| 発生場所 | 京都府京丹後市 ^{あさもがわ} 浅茂川港北方沖 浅茂川港東第2防波堤灯台から真方位009°3,200m付近 （概位 北緯35°43.3′ 東経135°01.4′） |
| 事故調査の経過 | 平成24年9月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 遊漁船 ゆきかぜ、4.4トン 251-12841 京都、個人所有 11.49m (Lr) × 2.46m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、136kW、昭和61年10月 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年9月11日 免許証交付日 平成24年4月27日 （平成29年10月13日まで有効） 釣り客A 男性 26歳 |
| 死傷者等 | 重傷 1人（釣り客A） |
| 損傷 | なし |
| 事故の経過 | 本船は、船長1人が乗り組み、釣り客Aほか5人を乗船させ、浅茂川港北方沖で船釣り中、船長が、錨の打ち直しのため、揚錨作業を行っていたところ船橋左舷側の巻き上げローラー（以下「巻ローラー」という。）で巻いていたロープ（錨索）が重なって外れなくなった。 船長が、ロープが緊張する危険を感じて巻ローラーの電源を切断しようとしたが、船体動揺により電源の切断が遅れ、ロープが緊張し、錨が、船首先端のガイドローラーで跳ね、平成24年8月18日18時50分ごろ、前部甲板にいた釣り客Aの左足中指に当たった。 本船は、本事故発生後、直ちに帰港して釣り客Aを病院に搬送し、釣り客Aは、全治3か月の左足中指開放骨折と診断された。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南東、風力 6、視界 良好 海象：波高 約0.8m |

| | |
|--|---|
| <p>その他の事項</p> | <p>船長は、錨を揚げる際、錨が跳ね上がった場合に備え、釣り客に対して安全な場所へ移動するなどの指示を行っていなかった。</p> <p>船長は、巻ローラーで錨を巻き上げる際にロープが滑らないように巻ローラーにロープを4回巻いて巻き上げ、錨のチェーンの手前約2mのポイントがガイドローラー付近にかかるタイミングで巻ローラーを止めるためにロープの巻き数を2回に減らして速度調整を行っていたが、本事故当時、ロープが重なって巻き数を減らすことができなかった。</p> <p>錨は、縦70.5cm、幅47.5cm、重量11.7kgのストックレスアンカーであり、4mのチェーンが取り付けられていた。</p> <p>本船は、これまでの揚錨作業では錨が跳ね上がったことはなかった。</p> <p>本事故当日は、当初は海上平穏であったが、18時ごろから積乱雲が発達し、事故当時、雨は降っていなかったものの風速約10m/sの強風が連吹しており、船長所有の風速計では最大14m/sの風速を観測した。</p> <p>錨が海底を離れると風を真横から受ける形となり、船体が動揺して、船長が巻ローラーの電源を切ろうとした際にバランスを崩してタイミングが遅れた。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>あり なし あり</p> <p>本船は浅茂川港北方沖で揚錨作業中、巻ローラーに巻いていた錨索が重なり外れなくなった際、船長が巻ローラーを止めるのが遅れたことから、錨索が緊張し、錨が、ガイドローラーで跳ね、釣り客Aの左足中指に当たり、釣り客Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、揚錨作業の際、釣り客Aを安全な場所に移動させておけば、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が浅茂川港北方沖で揚錨作業中、船長が巻ローラーを止めるのが遅れたため、錨索が緊張し、錨が、ガイドローラーで跳ね、釣り客Aの左足中指に当たったことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>本事故後、船長は、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投揚錨作業の際、釣り客を船尾側に移動させることとした。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚錨作業時には、作業範囲外に釣り客を移動させること。 |